

○ 測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）（抄）		1
○ 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）（抄）		5
※ 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十四号）による改正後の条文		12
○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）		12

○ 測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）（抄）

目次

第一章	総則（第一条―第三条）
第二章	基本測量及び公共測量（第四条―第九条）
第三章	測量士及び測量士補の登録（第十条―第十六条）
第四章	試験（第十七条―第二十五条）
第五章	測量業者（第二十六条―第二十九条）
附則	

第一章 総則

第二章 基本測量及び公共測量

第五条から第八条まで 削除

（測量成果等の謄本又は抄本の交付手数料）

第九条 法第二十八条第二項（法第四十二条第二項及び法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める手数料の額は、別表のとおりとする。

第三章 測量士及び測量士補の登録

（登録申請書の記載事項）

第十条 法第四十九条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を申請書（以下「登録申請書」という。）に記載しなければならない。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 事務所又は業務所の名称及び所在地
- 三 測量士又は測量士補となる資格の種類
- 四 測量に関する実務の経歴
- 五 専門とする測量の分野

2 前項の登録申請書の様式は、国土交通省令で定める。

(測量士名簿及び測量士補名簿の記載事項)

第十一条 法第四十九条第一項に規定する測量士名簿又は測量士補名簿の登録事項は、第十二条の規定による国土地理院の長の審査の結果測量士又は測量士補となる資格を有することの確認を受けた者について、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号とする。

2 測量士名簿及び測量士補名簿の様式は、国土交通省令で定める。

(登録)

第十二条 国土地理院の長は、登録申請書の記載事項を審査して、登録を申請した者が法第五十条又は法第五十一条に規定する資格を有することを確認したときは、遅滞なく、測量士名簿又は測量士補名簿にそれぞれ測量士又は測量士補の登録をしなければならない。

2 国土地理院の長は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちに、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

(測量士名簿又は測量士補名簿の記載事項の変更の届出)

第十三条 測量士又は測量士補は、登録を受けた後、測量士名簿又は測量士補名簿の記載事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を国土地理院の長に届け出なければならない。

(測量に関する科目)

第十四条 法第五十条第一号及び法第五十一条第一号に規定する測量に関する科目は、土木工学科、農業土木学科、林学科、採鉱学科若しくはこれらに相当する学科における測量学又は天文学科、地球物理学科、物理学科、数学科、地理学科、地質学科若しくはこれらに相当する学科を専修する者についてのこれらの科目とする。

2 法第五十条第二号及び法第五十一条第二号に規定する測量に関する科目は、土木科、農業土木科、林科、採鉱科又はこれらに相当する科における測量学とする。

第十五条 削除

(死亡等の届出)

第十六条 測量士又は測量士補が、法第五十二条第一号又は第二号に該当するに至つたときは、本人又は相続人は、遅滞なく、その旨を国土地理院の長に届け出なければならない。

第四章 試験

（測量士試験）

第十七条 法第五十条第五号に規定する測量士試験は、同条第一号から第四号までの資格を有する者と同一の程度の専門的学識及び応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、法別表第一の一の項第六号から第八号まで及び第十三号並びに同表の二の項第一号及び第五号から第九号までに掲げる科目（同表の一の項第十三号に掲げる科目にあつては、国土交通省令で定めるものに限る。）について行う。

（測量士補試験）

第十八条 法第五十一条第四号に規定する測量士補試験は、測量士補となるのに必要な専門的技術を有するかどうかを判定することを目的とし、法別表第一の一の項第一号及び第六号から第十三号までに掲げる科目（同号に掲げる科目にあつては、国土交通省令で定めるものに限る。）について行う。

（試験科目の範囲）

第十九条 前二条に規定する試験科目については、国土交通省令で、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

（試験の方法）

第二十条 法第五十条第五号に規定する測量士試験及び法第五十一条第四号に規定する測量士補試験（以下「各試験」という。）は、それぞれ第十七条又は第十八条に規定する試験科目につき、筆記試験若しくは実地試験により、又は両者を併用して実施する。

（試験の施行）

第二十一条 各試験は、毎年一回以上行うものとし、その期日、場所その他試験の施行に関して必要な事項は、国土交通大臣があらかじめ官報で公告する。

（受験願書の提出）

第二十二条 各試験を受けようとする者は、国土交通省令の定めるところにより、履歴書及び写真を添え、当該試験の受験願書を国土地理院の長に提出しなければならない。

（試験手数料）

第二十三条 法第五十三条に規定する政令で定める手数料の額は、次のとおりとする。

- 一 測量士 四千二百五十円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあつては、四千二百円）

二 測量士補 二千八百五十円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあつては、二千八百円）

2 納付した前項に規定する手数料は、各試験を受けなかつた場合においても返還しない。

（合格証書等）

第二十四条 国土地理院の長は、測量士試験又は測量士補試験に合格した者の氏名を公告し、本人に合格証書を交付する。

（不正手段による受験者に対する措置）

第二十五条 不正の手段によつて各試験を受けようとし、又は受けた者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

第五章 測量業者

（支店に準ずる営業所）

第二十六条 法第五十五条の二第二号に規定する政令で定める支店に準ずる営業所は、常時、測定の請負契約を締結する事務所とする。

（登録手数料）

第二十七条 法第五十五条の四第二項に規定する政令で定める登録手数料の額は、一万五千五百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録を申請する場合にあつては、一万五千百円）とする。

（測量業者登録簿閲覧所）

第二十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第五十五条の十二第一項の規定により同条同項各号に掲げる書類又は同条第二項各号に掲げる書類を公衆の閲覧に供するため、測量業者登録簿閲覧所（以下次項において「閲覧所」という。）を設けなければならない。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を告示しなければならない。

（一括下請負の承諾に係る電磁的方法）

第二十八条の二 法第五十六条の二第三項の規定により同条第二項の承諾をする旨の通知（次項において「承諾通知」という。）をしようとする注文者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該元請負人に対し、その用いる電磁的方法（同条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た注文者は、当該元請負人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたとき

は、当該元請負人に対し、承諾通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該元請負人が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（下請負人の選定の承諾に係る電磁的方法）

第二十八条の三 法第五十六条の四第二項の規定により同条第一項ただし書の承諾をする旨の通知（次項において「承諾通知」という。）をしよ
うとする注文者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同項ただし書の規定により下請負人を選定する者（次項において「下請
負人選定者」という。）に対し、その用いる電磁的方法（同条第二項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。）の種類及び内
容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た注文者は、下請負人選定者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたと
きは、下請負人選定者に対し、承諾通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、下請負人選定者が再び同項の規定による承諾をした場
合は、この限りでない。

（参考人に支給する費用）

第二十九条 法第五十八条の規定により参考人が請求することができる旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とし、その支給について
は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の定めるところによる。

2 法第五十八条の規定により参考人が請求することができる手当は、一日につき千七百円とする。

別表（第九条関係）

名 称		種 類		単 位		金 額	
測量成果	三角点成果表、多角点成果表、電子基準点 成果表又は水準点成果表		一点につき	複製に要する実費として国土地理院の長 が定める額	二百円		
	三角網図、多角網図又は水準網図		一枚につき				
	地図その他の図表又は写真		一枚につき				
	点の記		一点につき				
測量記録	地図その他の図表又は写真		一枚につき	複製に要する実費として国土地理院の長 が定める額	二百円		

○ 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）（抄）

※ 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十四号）による改正後の条文

(測量成果の公表及び保管)

第二十七条 国土交通大臣は、基本測量の測量成果を得たときは、当該測量の種類、精度並びにその実施の時期及び地域その他必要と認める事項を官報で公告しなければならない。

2 (略)

3 国土地理院の長は、基本測量の測量成果及び測量記録を保管し、国土交通省令で定めるところにより、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(測量成果の公開)

第二十八条 何人も、国土地理院の長に対し、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる請求をすることができる。

一 次に掲げる書面の交付の請求

イ 基本測量の測量成果又は測量記録が書面をもつて作成されているときは、当該書面の謄本又は抄本

ロ 基本測量の測量成果又は測量記録が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面

二 次に掲げる電磁的記録を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求

イ 基本測量の測量成果又は測量記録が書面をもつて作成されているときは、当該書面に記載された事項を記録した電磁的記録

ロ 基本測量の測量成果又は測量記録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記録した電磁的記録

2 前項の規定による請求をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(測量成果の写しの保管及び閲覧)

第四十二条 国土地理院の長は、第四十条第一項の測量成果の写し及び同条第二項の測量記録の写しを保管し、国土交通省令で定めるところにより、これらを一般の閲覧に供しなければならない。

2 第二十八条の規定は、前項に規定する測量成果の写し及び測量記録の写しについての書面の交付の請求又は電磁的記録の提供の請求について準用する。

3 (略)

(国土地理院が実施する公共測量の測量成果)

第四十五条 第二十七条第一項の規定は国土地理院が実施する公共測量の測量成果について、同条第三項及び第二十八条の規定は国土地理院が実施する公共測量の測量成果及び測量記録について準用する。この場合において、第二十七条第一項中「国土交通大臣」とあるのは「国土地理院

の長」と、「官報で公告しなければ」とあるのは「インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければ」と読み替えるものとする。
2 (略)

(測量士及び測量士補の登録)

第四十九条 次条又は第五十一条の規定により測量士又は測量士補となる資格を有する者は、測量士又は測量士補になろうとする場合においては、国土地理院の長に対してその資格を証する書類を添えて、測量士名簿又は測量士補名簿に登録の申請をしなければならない。
2 測量士名簿及び測量士補名簿は、国土地理院に備える。

(測量士となる資格)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、測量士となる資格を有する。

- 一 大学(短期大学を除く。)であつて文部科学大臣の認定を受けたもの(以下この号及び次条第一号において単に「大学」という。)において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、測量に関し一年以上の実務の経験を有するもの
- 二 短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校であつて文部科学大臣の認定を受けたもの(以下この号及び次条第二号において「短期大学等」と総称する。)において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。同号において同じ。)で、測量に関し三年以上の実務の経験を有するもの
- 三 測量に関する専門の養成施設であつて第五十一条の二から第五十一条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものにおいて一年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者で、測量に関し二年以上の実務の経験を有するもの
- 四 測量士補で、測量に関する専門の養成施設であつて第五十一条の二から第五十一条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものにおいて高度の専門の知識及び技能を修得した者
- 五 国土地理院の長が行う測量士試験に合格した者
- 六 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認定した者

(測量士補となる資格)

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、測量士補となる資格を有する。

- 一 大学において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者
- 二 短期大学等において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者
- 三 前条第三号の登録を受けた測量に関する専門の養成施設において一年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者
- 四 国土地理院の長が行う測量士補試験に合格した者
- 五 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認定した者

（測量に関する専門の養成施設の登録）

第五十一条の二 第五十条第三号又は第四号の登録は、測量に関する専門の知識及び技能を有する者を養成する業務（以下「養成業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第五十一条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第五十条第三号又は第四号の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第五十一条の十五の規定により第五十条第三号又は第四号の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、養成業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の要件等）

第五十一条の四 国土交通大臣は、第五十一条の二の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

- 一 測量に関する科目で国土交通省令で定めるものについて、講義及び実習を行うものであること。
- 二 測量士及び測量士補の業務において使用される機器であつて、実習のために用いるものとして国土交通省令で定めるものを、国土交通省令で定める数量以上の数量有していること。
- 三 第一号の国土交通省令で定める測量に関する科目を教授する教員を有し、かつ、専任教員（これらの教員のうち専任の者であつて国土交通省令で定める要件に該当するものをいう。以下この号において同じ。）の人数及び専任教員のうち専門分野を教授することができる者その他の国土交通省令で定める者の人数が、それぞれ国土交通省令で定める人数以上であること。

2 登録は、登録養成施設登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 第五十条第三号又は第四号の登録を受けた者（以下「登録養成施設設置者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録養成施設設置者が養成業務を行う第五十条第三号又は第四号の登録を受けた測量に関する専門の養成施設（以下「登録養成施設」という。）の名称、所在地及び学科又は学科に相当するものの名称
- 四 登録養成施設の別（第五十条第三号の登録又は同条第四号の登録の別をいう。）
- 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の消除）

第五十二条 国土地理院の長は、測量士又は測量士補の登録を受けた者が左の各号の一に該当する場合においては、その登録を消除しなければならない。

一 死亡したとき。

二 この法律の規定に違反し罰金以上の刑に処せられたとき。

三 (略)

(試験手数料)

第五十三条 第五十条第五号の測量士試験又は第五十一条第四号の測量士補試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数を納めなければならない。

(国土交通省令への委任)

第五十四条 この法律に定めるものを除くほか、測量士又は測量士補の登録に関して必要な手続及び測量士又は測量士補の試験科目その他試験に關して必要な事項は、国土交通省令で定める。

(測量業者の登録及び登録の有効期間)

第五十五条 測量業を営もうとする者は、この法律の定めるところにより、測量業者としての登録を受けなければならない。

2 (略)

3 第一項の登録の有効期間の満了後引き続き測量業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 (略)

(登録の申請)

第五十五条の二 前条第一項の規定により登録を受けようとする者(前条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者を含む。以下「登録申請者」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に、次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一 (略)

二 営業所(本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。)の名称及び所在地

三(五) (略)

(登録申請書の添付書類)

第五十五条の三 前条の登録申請書には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 営業経歴書及び法人である場合においては、定款
- 二 直前二年の各事業年度における測量実施金額を記載した書面
- 三 直前一年の事業年度の財務に関する書類で国土交通省令で定めるもの
- 四 使用人数並びに営業所ごとの測量士及び測量士補の人数を記載した書面
- 五 登録申請者（法人である場合においては、その役員を含む。）及び法定代理人が第五十五条の六第一項第一号から第七号までに該当しない者であることを誓約する書面
- 六 第五十五条の十三に規定する要件を備えていることを誓約する書面

（登録免許税及び登録手数料）

第五十五条の四 （略）

- 2 第五十五条第一項の規定により登録を受けようとする者（第四十九条の規定に従い登録された測量士に限る。）及び第五十五条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の登録手数料を納めなければならない。

（登録の実施及び登録の通知）

- 第五十五条の五 国土交通大臣は、第五十五条の二の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、第五十五条の二各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を測量業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

2 （略）

（変更登録の申請）

- 第五十五条の七 測量業者は、第五十五条の二第一号から第四号までに掲げる事項又は主として請け負う測量の種類について変更があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、国土交通大臣に変更登録の申請をしなければならない。
- 2 測量業者が前項の変更登録の申請をしようとするときは、当該変更に係る事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更に係る事項が法人の役員の増員若しくは交代又は営業所の新設に係るものであるときは、第五十五条の三第五号又は第六号に規定する書面を添附しなければならない。
- 3 第五十五条の五及び第五十五条の六の規定は、第一項の規定による変更登録の申請があつた場合に、準用する。

（書類の提出義務）

- 第五十五条の八 測量業者は、毎事業年度終了の日から三月以内に、当該事業年度の営業経歴書及び当該事業年度に係る第五十五条の三第三号の書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 測量業者は、定款を変更したときはその都度、毎事業年度終了の時に於いて、第五十五条の三第四号に規定する書面の記載事項について変更があるときは当該事業年度終了の後遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その変更に係る事項を記載した書面を国土交通大臣に提出しなければならない。

(登録簿等の閲覧等)

- 第五十五条の十二 国土交通大臣又は都道府県知事は、次に掲げる書類又は次項の規定により国土交通大臣から送付を受けた書類を、政令で定めるところにより、公衆の閲覧に供さなければならない。

一 登録簿

二 第五十五条の三各号に規定する書類

三 第五十五条の七の規定により変更登録をした場合においては、同条第二項後段に規定する書類

四 第五十五条の八第一項及び第二項に規定する書類

- 2 国土交通大臣は、次の各号に該当する場合には、当該各号に掲げる書類を、遅滞なく、当該測量業者の営業所の所在する区域を管轄する都道府県知事へ送付しなければならない。

一 第五十五条の五第一項の規定により測量業者の登録をした場合 前項第一号及び第二号の書類の写し

二 第五十五条の七の規定により測量業者の変更登録をした場合 前項第一号及び第三号の書類の写し

三 測量業者から第五十五条の八第一項又は第二項の書類の提出があつた場合 当該書類の写し

3 (略)

(一括下請負の禁止)

- 第五十六条の二 測量業者は、いかなる方法をもつてするかを問わず、その請け負った測量を一括して他人に請け負わせ、又は他の測量業者から当該他の測量業者の請け負った測量を一括して請け負つてはならない。

- 2 前項の規定は、元請負人があらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

- 3 注文者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

(下請負人の変更請求)

- 第五十六条の四 注文者は、測量業者に対して、測量の実施につき著しく不相当と認められる下請負人があるときは、その変更を請求することができる。ただし、あらかじめ注文者の書面による承諾を得て選定した下請負人については、この限りでない。

- 2 注文者は、前項ただし書の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項ただし書の規定により下請負人を選定する

者の承諾を得て、電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項ただし書の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

（参考人の意見聴取）

第五十七条の二 前条第一項又は第二項の規定による登録の取消しに係る聴聞の主宰者は、必要があると認めるときは、参考人の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、国土交通大臣が前条第二項の規定による営業の停止命令に係る弁明の機会の付与を行う場合に準用する。

（参考人の費用）

第五十八条 第五十七条の二の規定により意見を求められて出頭した参考人は、政令で定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 6 （略）